意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめさんばんにごう住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ 氏 名 KDDI株式会社

> 代表取締役社長兼会長 小野寺 正 メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成 21 年8月6日付け情審通第 57 号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

章	具体的内容
第1章 はじめに	【はじめに】 接続ルールの在り方の見直しの検討については、固定ブロードバンド市場における公正競争環境の整備をはじめとして、多岐にわたる内容について、電気通信市場において設備競争とサービス競争を更に促進する観点で、有意義な提言が行われたものと評価しています。
	ユーザー利便を確保する観点では、PSTN 等のレガシー系サービスの接続料上昇やユ ニバーサルサービス制度の在り方といった課 題について、IP網への移行をどのように進め ていくべきか十分に議論して整理を進め、速 やかに政策を実行する必要があります。
	更に、NTT東・西がNGNをFTTHと一体で構築し、アクセス回線におけるボトルネック性を梃子に事業領域を拡大するなど、NTTグループが一体となってあらゆる分野で市場支配力の強化を図っている現状においては、今回FTTHの屋内配線のルール整備が進展することは一つの成果ですが、シェアドアクセスの接続料の在り方やNGNのアンバンドル等、残された課題についても早期に検討を深め、オープン化を進めることが必要です。
	特に、NGNについて、接続ルールを整備する前にNTT東・西が活用業務として申請し、総務省が認可したことは公正競争環境を確保する観点からは極めて問題です。本来は、NTT東・西が第一種指定電気通信設備を用いて新しいサービスを提供する場合には事前に接続ルールを整理しておくべきです。一方、審議会においても、行政による政策の進め方の妥当性について、引き続き十分にチェックすることが強く求められます。
	上記の課題を解決し、利用者利便を向上させるためには、如何にして公正な競争環境を確保・促進していくのかという視点で、競争政策の在り方を国民的議論として行うことが不可欠です。そのためには、まずNTTグループが、日本の電気通信市場を今後どのように発展させていくのか、自らの考えを示すことが重要であり、リーディングカンパニーとしての責

第2章	1. 第二種指定	(1)規制根拠·規	務であると考えます。 なお、行政における公正な競争環境を確保 するための政策的な取り組みは、市場が発展 段階にある時期にタイミングよく行われること が重要であり、今回の答申をもって暫く状況を 注視するのではなく、即時に検討に着手する ことが必要です。 答申案でも指摘されているように、モバイル
モバイル市場の公正競 争環境の整備	電気通信設備制度の検証	制内容	市場については、固定通信市場とは異なり設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能しています。また、両市場の歴史的経緯も異なることから、今後も、固定通信市場とモバイル市場を区別する現状の規制の枠組みは維持されることが適当です。
			その上で、モバイル市場については、設備 競争とサービス競争が機能し、サービスの多 様化や利用者料金の低廉化といったユー ザー利便の向上が実現していることを答申案 も認めており、「相対的に多数の端末設備を 有する事業者は、他の事業者との接続協議 において強い交渉力を有し、優越的な地位に 立つ」という二種指定設備制度の規制根拠は 合理性を欠くと考えられます。規制根拠が希 薄である以上、本来であれば、モバイル市場 に対する規制はなくすことが適当です。
		(2)アンバンドル や標準的接続箇 所の考え方	少なくとも、現行制度における端末シェアの 閾値(25%)は、市場支配力を有すると判断 する基準としては何ら合理性を見出すことは できません。そのため、閾値については、特 定の地域のみで事業展開する事業者の扱い も含めて、早急に見直しを行うべきです。 NTT東・西のみが指定を受けている固定通 信市場と異なり、モバイル市場においては、 複数の事業者がそれぞれ市場ニーズに応え
			るべく設備の構築・運用を行っており、各事業者に共通の接続ルールを適用することには馴染みません。 また、移動体については、限られた無線帯域を複数のユーザーで共有するという技術的特性があり、常に無線区間を含むネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用する必要があります。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対して、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定している

能については、このような現状の枠組みを継続することが適当です。

上記の市場環境や技術的特性を踏まえれば、モバイル市場においては、アンバンドルの仕組みを整備する必要性は認められません。

機能によっては、アンバンドルを実現するために多大なコストや期間を要することに加えて、MNOのネットワーク更改計画等にも影響を与えることになることから、モバイル市場の健全な発展の妨げになると考えられます。そのため、他事業者の要望があり且つ事業者間の協議での合意形成が図られなかったことのみを理由にMNOにアンバンドル義務が課されることのないよう留意すべきです。

(3)接続料算定 の考え方

接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、基本的に行政による関与は不要です。

事業者間で考え方の統一が図られていない事項を、拙速にガイドライン等の形で行政がルール化することは、かえってモバイル市場全体の接続料の適正性を歪めることになりかねないため、適当ではありません。接続料算定の透明性の向上は、事業者間の協議による自主的なルールに基づいて実現することが適当です。

なお、当社は、例えば、機種変更等の周波 数再編に対応するためにかかる営業費用や、 設備との関連性がない安全・安心の実現のために行っているフィルタリング機能等の周知・ 啓蒙活動にかかる営業費用は、接続料原価 に算入することが適当と認識しており、一律に 設備との関連性をもって接続料原価への算 入是非を判断することは適当でないと考えます。

(4)接続料算定と 規制会計の関係

先述のとおり、設備競争が機能しているモバイル市場においては、各事業者が、自ずと効率的な設備の構築・運用を図っているため、基本的に、接続料の算定方法について行政が関与する必要はありません。

今回、新たに会計書類の作成や算定根拠 の提出を義務付ける方向性が示されました

	<u> </u>		and the least and the last and
			が、事業者にとって新たな負荷とならないよう
			配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重
			要です。
			なお、会計書類については事業者の戦略
			上の機密事項にあたるデータが含まれる場合
			もあることから、一律に公表することは適当で
			はないことに留意すべきです。
		(5)その他	規制の対象外である事業者にも自主的な
		(3)での他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			取組みを求めるという答申案は、行政が恣意
			的に市場に介入する状況を生じさせる懸念が
			あります。
			このような整理をせざるを得なかった理由
			は、二種指定設備制度自体の見直しを行わ
			ないまま、二種指定事業者に対する規制を強
			化する方向で検討が行われたことにありま
			す。先述のとおり、二種指定設備制度の規制
			根拠は希薄であり、モバイル市場における規
			制はなくす方向で検討を行うことが適当で
			す。
	0 エバノルラン	 (1)鉄塔等の設	
	2. モバイルネッ	, , ,	鉄塔等の共用の是非やその方法について
	トワークインフラ	備共用ルール	は、原則事業者間の協議に委ねるべきであ
	の利活用		り、共用の義務化や貸出ルールを整備するこ
			とは適当でないという答申案の考えに賛同し
			ます。
		(2)ローミングの	モバイル市場においては、現在有効に機能
		制度化	している設備競争を今後も継続させることが、
			ユーザー利便向上のために不可欠です。
			ローミングやMNOによる他MNO網の利用
			は、自網で提供するサービスと異なる市場の
			サービスを提供する場合や、新規参入事業
			者が、自らのネットワークを全国展開するまで
			の間等において、両当事者間の合意を前提
			に行われるものであり、答申案の考えに賛同
			します。
			なお、緊急通報手段のみをローミングで実
			現することは技術面・コスト面でハードルが高
			いことに留意する必要があります。そのため、
			緊急通報手段の確保については、衛星通信
			の活用等、別の手段も含めて最適な方法を
			検討することが適当です。
第3章	1. FTTxサービ	(1)FTTHサービ	1)法的位置づけについて
固定ブロードバンド市	ス	スの屋内配線	戸建て向け屋内配線について、「外壁の内
場の公正競争環境の整			外で位置づけを変える現在の取扱いは、イ
備			コールフッティングを確保できない状況を招
			来するため、適当ではない」という認識から、
L	ı	I	, 2.2.1,

「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当」との答申案の考え方に賛同します。 速やかに現行の一種指定設備を定める指定告示について規定整備を行うべきです。

マンション向け屋内配線について、「戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない」との考え方が示されていますが、答申案のとおり「現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想される」状況にあります。

当社では、NTT東日本がマンションオーナーへの提案において「Bフレッツの単独設置とすること」等、ユーザーの選択肢を狭める条件を提示して光配線方式を推進している事実も確認しており、速やかに光配線方式についても戸建て向け屋内配線と同様に一種指定設備に該当すると整理し、イコールフッティングを確保できるようにすることが必要と考えます。

2) 転用ルールについて

戸建て向け屋内配線について、「NTT東西の屋内配線の転用ルールを整理することが必要」との答申案の考え方に賛同します。

マンション向け屋内配線について、「屋内配線の転用ができない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高いことから、屋内配線を転用する必要性・有用性は、戸建て向けFTTHの場合よりも高い。」との答申案の考え方が示されたことは重要です。また、「屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当。」との考え方にも賛同します。

戸建て向け・マンション向けどちらの屋内配線についても、転用ルールの整備について 関係事業者間等で協議することは重要です。

ただし、NTT東西が協議を徒に長引かせたり、市場支配力を行使してNTT東西に一方的に有利な条件を設定したりするおそれがあるため、転用ルール整備の目標時期を設定し、NTT東西から総務省へ定期的に報告をさせる等の措置を講ずるべきです。

	(2)ドライカッパの	
	サブアンバンドル	
	(FTTRサービ	_
	ス)	
2. DSLサービ	(1)電話重畳型D	
	SLサービスの事	_
	業者名申込み	
	(2)回線名義人	NTT東西に、回線名義人情報と請求書送
	情報の扱い(洗い	付先が異なる場合に名義変更案内を送付す
	替え)	ることや、相続等により加入電話契約者の地
	省ん)	
		位に継承があった場合に承継手続を促すな
		どの取り組みを促す提言がなされたことは、各
		事業者が公正な競争環境で事業展開を行う
		ことに繋がるものであり、賛同します。
		今後も、NTT東西の取組み状況を注視す
		るとともに、回線名義人情報の確認にかかる
		運用の在り方について事業者間で議論を深
		めることが適当です。
3. 固定ネット	(1) 中継ダーク	1)WDM装置の既設区間について
ワークインフラの		答申案において、「WDM装置の設置区間
利活用	線がない区間で	における中継ダークファイバの空き波長をア
7740713	のWDM装置の	ンバンドルして、接続料や接続条件などの貸
	設置	出ルールの整備を行うことが適当「可能な限
		り必要な情報が事前に開示されるように情報
		開示告示の改正を行うことが適当」との考えが
		示されたことは、接続事業者の中継ダーク
		ファイバの利用を円滑にするものであり、賛同
		します。
		ただし、本来、空き芯線がない場合も、NT
		T東・西は波長分割でない中継ダークファイ
		バの提供を優先し、増設を行うべきです。ま
		た、NTT東・西をはじめとする利用事業者の
		芯線利用の効率化を進めて空き芯線を捻出
		する等の措置も検討することが必要であり、W
		りの等の相直も傾引することが必要であり、W DM装置の設置はあくまで次善の策として位
		2,12 3,12 3,12 3,12 3,12
		置づけられるべきです。なお、WDM装置の
		設置にあたっては、費用と需要のバランスに
		ついて慎重に検討し、コストの上昇を招くこと
		がないよう留意すべきです。
		答申案において、「WDM装置の接続料
		は、当面は、個々の区間ごとに設定すること
		が適当」との考え方が示されていますが、こ
		の場合、波長分割後の 1 波長を利用する場
		合の方が中継ダークファイバを1芯として利用
		する場合よりも利便性や効用が低いにも関ら
	1	- / 5/M ロの/ 0/11以口 / /M/II /

		(2)中継ダーク ファイバに係る経 路情報の開示	ます。また、非効率な芯線の利用やWDMの不要な設置を抑止するという観点からも、WDM設置区間を利用する事業者のみが個別にコストを負担するのではなく、NTT東・西も含む利用事業者全体で広くコストを負担することが適当です。従って、WDM装置の費用は中継ダークファイバの接続料原価に算入して接続料を一本化すべきです。 2) WDM装置の未設区間についてNTT東西において、Dランク区間における代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当との考えが示されたことは、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高めるものであり、賛同します。 ただし、NTT東・西は、空き芯線がない区間については、事業者の要望に応じて決かに提供することを基本として検討すべきであり、WDM装置の設置はあくまで次善の策として位置づけられるべきです。 NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査にかかる手続・費用を接続約款に記載し、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当、との考えが提示さ
			れたことは、接続事業者の中継ダークファイ バの利用を円滑にするものであり、賛同しま す。
第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	1. 通信プラットフォーム機能のオープン化	(1)移動網の通信プラットフォーム機能	先述のとおり、モバイル市場については、 複数の事業者がそれぞれ市場ニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っているという市場環境にあること、限られた無線帯域を複数のユーザーで共有するという技術的特性があり、常に無線区間を含むネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用する必要があります。そのため、移動網においては、通信プラットフォーム機能に限らず、特定の機能についてアンバンドルを義務化することは適当ではありません。 答申案においては、ISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提

アンバンドルの基本合意に至ったレイヤ3接続機能の以外の機能も「関係事業者の要望があれば、アンバンドルして提供することが適当」との考えが示されています。しかし、モバイル市場では、上記のとおり、各事業者がそれぞれ市場にニーズに応えるべく設備の構築・運用を行っており、各機能のアンバンドルするためにかかるコストや期間はMNOによって異なります。そのため、個々の機能について、特定のMNOにおいてアンバンドルして提供することが適当」と整理することは適当でなく、その是非は事業者間で協議して判断すべきです。

通信プラットフォームの相互運用性や多様性については、市場の自由競争の中で、各事業者がニーズに応じて行く中で自ずと進展していくものです。各機能については事業者間の協議等によって利用条件の整備等が進んでおり、今後も民間のビジネスベースでの判断に委ねることが適当です。

なお、答申案において「注視すべき機能」と 位置付けることが適当とされた各機能の中に は、そもそも接続との関連性がないものも含ま れており、その点に留意して取り扱うべきで す。

(2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

NGNは新しいサービスであり、今後技術の 進展等に応じてアンバンドル機能の追加が必 要となる可能性があるため、必要に応じて柔 軟にアンバンドルを進めることが適当です。

今回検討対象となったプレゼンス機能やセッション機能についても、将来的にアンバンドルを進めることを前提に、まずは、要望する事業者が具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当との考えに賛同します。

ただし、NTT東西は事実上NGNをFTTHと一体で構築し、アクセス回線における市場支配力を行使して、あらゆる市場で独占を強化していることにも留意が必要です。NTT東西が協議に時間をかけたり、自社に一方的に有利な条件を設定することのないよう、NTT東西に定期的に協議状況の報告を義務付ける等の措置を講じ、円滑にアンバンドルを実現することが必要です。

	1	T	,
	2. 紛争処理機能の強化等	(1)電気通信事 業紛争処理委員 会の紛争処理機 能の強化	答申案では、コンテンツ配信事業者等の回線不設置の非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当との考えが示されましたが、対象とする事案は、あくまで電気通信事業である接続や卸電機通信役務の提供に直接関係する紛争に限定することが適当です。 なお、紛争処理の対象となる事業者を拡大する場合も、引き続き、事業者に対する中立性や規制機関からの独立性をしつかり担保していただきたいと思います。
		(2)その他電気通信事業法上検討すべき課題	_
第5章 固定通信と移動通信の 融合時代等における接 続ルールの在り方	1.接続料算定 上の課題	(1)指定事業者と 非指定事業者の 接続料水準差	ネットワーク構成や設備規模等は事業者毎に異なるため、一律に接続料の適正性を判断することは困難です。接続拒否事由に該当するような「不当に高額な接続料」の判断基準を設けることは適当でないとする答申案の考えに賛同します。
		(2)ビル&キープ 方式	接続料精算コストの削減が図られる点で、 将来的に「ビル&キープ」が有用となる可能 性はありますが、導入の適否の判断基準等に 関して整理すべき課題が多いことから、現時 点で導入することは適当でありません。そのた め、引き続き導入の在り方について検討を深 めることが適当とする答申案の考えに賛同し ます。
		(3)その他	1) NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドルについて NTT東西のNGNは実質的にFTTHと一体で構築されており、答申案でも指摘されたとおり、ユーザー料金がアクセス部分(基本料)が中継網部分(通話料)と分かれた形になっていないなど、NTT東西がアクセス回線の市場支配力を上位レイヤーにも行使して独占を強めています。NGNの普及促進を進め、国民全体の利便を確保する観点からは、NTTグループ以外の事業者がNGN上で多種多様なサービスを提供できることが必要であり、答申案で示された「GC接続機能の類似機能」に限らず、接続事業者からの要望に応じて各機能をアンバンドルし、様々な箇所での接続を可能とすることが適当です。

2)加入光ファイル接続料・ドライカッパ接続料・等の見直しについて ドライカッパ等のレガシー系接続料水準の 問題や、最終的にエンドユーザーが負担する ユニバーサルサービス料上昇の問題・FTT 日市場においてNTT東・西が独古を強化している問題等については、タイムリーに政策 的な取り組みを行かなければ、ユーザー利便 は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担 保するためには、条中案での指権例のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニーバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うた実に、並行してシェブドアクセスの一分 岐単位の接続料設定等のFTTHの間放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そ のため、NTT東・西に参いの大下すが、2010 年の軽減りの 展望での公表に期待していては政策投入の タイネングを施する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう。行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 本語の場合は「中場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モベル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスを事業を登りています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスを事業を登りています。 このようにNTTグループによる市場の独占が独まると、ユーザーはサービスを事業を登りています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占の一位の独占に対しています。 また、NTT東・西は、放送やNGNできな、表現できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。これでは、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力できな、大力に対している問題について早期に検討を進めることが必要です。				,
ドライカッパ等のレガシー系接続料水準の問題で、最終的にエンドユーザーが負担するユニバーザルサービス料上昇の問題にTT 田市場においてNTT東 画が過去を使化している問題等については、タイムリーに政策的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これいの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答車業での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルナービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにきせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での必要がありますが、2010 年の概括的展望での必要がありますが、2010 年の概括的展望での必要が対き強めるべきです。 2. 固定通信を移動通信の融合時代等においては政策投入の名よどが登場かるとができるの形では、コレールの在り方であるNTT東・西は、MGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業組破を拡大し、モバル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモー体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・直は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグルーブ内の別事業者に担かせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーにオービスや事業を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的一体的市場支配力の行候にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				
問題や、最終的にエンドユーザーが負担する ユニバーサルサービス料上昇の問題「FTT H市場においてNTT東・面が独占を強化している問題等については、タイムリーに政策 的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便 は大きく損なわれることになります。 これらの問題等については、タイムリーに政策 的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便 は大きためには、答申業での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を 行うと比に、並行してシェンドアグセスの一分 岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・面にPSTNユーザーのマイクレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的 腰錠での公表に別特していては政策投入の タイミングを強する可能性が高いか、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 国に通信市場における市場支起的事業者であるNTTホーモーー体的な事業であるNTTホーモーと体的な事業をあるNTTホーモーと体的な事業をあるNTTホーエーと体的な事業をあるNTTアルーブ内の別事業者に担かせており、あらゆる領域において市場支配時で、独立といています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の存滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 毎日の接続ルール見直しの検討において				等の見直しについて
ユニバーサルサービス料上昇の問題、FTT 日市場においてNTT単・西が独占を強化している問題等については、タイムリーに改策的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答申案での指摘のよわり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーシュンの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の機括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に精暖を開示するよう。行政からNTT東・西への機合かけを強めるべきです。 国で通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モイバル市場に記いて市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンランツ配信等の事業をNTTグルーブ内の別事業者であるかとしています。このようにNTTグルーブによる市場の独占が独立を対しました。サービスや事業者を選択できる環境を奪むれ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				
田市場においてNTT東・西が独占を強化している問題等については、タイルリーに政策的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミグを逸する可能性が高いため、以り早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西にの公表に期待していては政策投入のタイミグを逸する可能性が高いため、以り期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 ② . 固定通信と移動通信の融合時代等における市場を起い事業者であるNTT度・面は、NGNの構築により本来、変業額域である地域電気信含を超えて事業額域である地域電気信含を超えて事業額域であるがTT東・西は、放送やNGNでのコンランツ配信等の事業をNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGのでのコンランツ配信等の事業をNTTドコモと一体的な事業者に担かせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が独まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術を新の停滞や利便性を享受することが必要です。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				
でいる問題等については、タイムリーに政策的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争の環境を担保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料数定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NIT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の観播的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを造する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかりを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における技術ルールの在り方を活動が重素を選点であるNTTが、一方のNTT東・西への働きが対していまり、表のの構築によりな下が、場で観めるべきです。 2. 固定通信市場における市場支配的事業者であるNTTがコモと一体的な事業を配するとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTアルーブ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグルーブによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を強択できる環境を奪われ、結果として技術本新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,
的な取り組みを行わなければ、ユーザー利便は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと此に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可大です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせると要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイシグを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを始めるべきです。 2. 固定通信が表があるがです。そのあるNTT東・西へが高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西へが高いたが、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西へが高いたが、よりまであるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者で担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはオービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行便にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
は大きく損なわれることになります。 これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、客申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループによる市場の独自が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章				
これらの問題を解決し、公正競争環境を担保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 「ならNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業が登出から分としています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
保するためには、答申案での指摘のとおり、レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本本の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグルーブ内の領事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
レガシー系接続料の政策的な抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアセスの一分 岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公案に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における持続ルールの在り方				
バーサルサービス制度の在り方の再整理を行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分 岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルー ル整備を早期に進めることが不可欠です。そ のため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイ グレーションの計画等の情報を早急に明らか にさせる必要がありますが、2010 年の概括的 展望での公表に期待していては政策投入の タイミングを逸する可能性が高いため、より早 期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きがけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方 2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方 2. 固定通信を移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方 1 固定通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章				
行うと共に、並行してシェアドアクセスの一分 岐単位の接続料設定等のFTTHの開放ルー ル整備を早期に進めることが不可欠です。そ のため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイ グレーションの計画等の情報を早急に明らか にさせる必要がありますが、2010 年の概括的 展望での公表に期待していては政策投入の タイにソグを逸する可能性が高いため、より早 期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方				
世単位の接続料設定等のFTTHの開放ルール整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイクレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域をある地域電気通信を超えて事業領域をあるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはオービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ル整備を早期に進めることが不可欠です。そのため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。固定通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の律や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
のため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイグレーションの計画等の情報を早急に明らかにさせる必要がありますが、2010 年の概括的展望での公表に期待していては政策投入のタイシグを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう。行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグルーブ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
にさせる必要がありますが、2010 年の概括的 展望での公表に期待していては政策投入の タイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・ 西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方				のため、NTT東・西にPSTNユーザーのマイ
展望での公表に期待していては政策投入のタイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 固定通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章				グレーションの計画等の情報を早急に明らか
タイミングを逸する可能性が高いため、より早期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代				にさせる必要がありますが、2010年の概括的
期に情報を開示するよう、行政からNTT東・西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (等における接続ルールの在り方 (あるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。今回の接続ルール見直しの検討において				
西への働きかけを強めるべきです。 2. 固定通信と移動通信の融合時代 等における接続ルールの在り方 固定通信市場における市場支配的事業者であるNTT東・西は、NGNの構築により本来の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				
2. 固定通信と移動通信の融合時代				
等における接続ルールの在り方 であるNTT東・西は、NGNの構築により本来 の業務領域である地域電気通信を超えて事 業領域を拡大し、モバイル市場において市場 支配的事業者であるNTTドコモと一体的な 事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコン テンツ配信等の事業をNTTグループ内の別 事業者に担わせており、あらゆる領域で競争 を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占 が強まると、ユーザーはサービスや事業者を 選択できる環境を奪われ、結果として技術革 新の停滞や利便性を享受することができなく なります。そのため、共同的・一体的市場支 配力の行使にかかる問題について早期に検 討を進めることが必要です。 今回の接続ルール見直しの検討において		0 田中区层1.投载区	(ラの動人性体)	
の業務領域である地域電気通信を超えて事業領域を拡大し、モバイル市場において市場支配的事業者であるNTTドコモと一体的な事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				, = =
業領域を拡大し、モバイル市場において市場 支配的事業者であるNTTドコモと一体的な 事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコン テンツ配信等の事業をNTTグループ内の別 事業者に担わせており、あらゆる領域で競争 を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占 が強まると、ユーザーはサービスや事業者を 選択できる環境を奪われ、結果として技術革 新の停滞や利便性を享受することができなく なります。そのため、共同的・一体的市場支 配力の行使にかかる問題について早期に検 討を進めることが必要です。 第6章		子になりる一大	V2111973	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
事業運営を進めようとしています。 また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				
また、NTT東・西は、放送やNGNでのコンテンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				支配的事業者であるNTTドコモと一体的な
テンツ配信等の事業をNTTグループ内の別事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				事業運営を進めようとしています。
事業者に担わせており、あらゆる領域で競争を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				また、NTT東・西は、放送やNGNでのコン
を阻害し、独占への回帰を進めています。 このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				テンツ配信等の事業をNTTグループ内の別
このようにNTTグループによる市場の独占が強まると、ユーザーはサービスや事業者を選択できる環境を奪われ、結果として技術革新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 今回の接続ルール見直しの検討において				事業者に担わせており、あらゆる領域で競争
が強まると、ユーザーはサービスや事業者を 選択できる環境を奪われ、結果として技術革 新の停滞や利便性を享受することができなく なります。そのため、共同的・一体的市場支 配力の行使にかかる問題について早期に検 討を進めることが必要です。 今回の接続ルール見直しの検討において				を阻害し、独占への回帰を進めています。
選択できる環境を奪われ、結果として技術革 新の停滞や利便性を享受することができなく なります。そのため、共同的・一体的市場支 配力の行使にかかる問題について早期に検 討を進めることが必要です。 今回の接続ルール見直しの検討において				このようにNTTグループによる市場の独占
新の停滞や利便性を享受することができなくなります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。 第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				
なります。そのため、共同的・一体的市場支配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。				
配力の行使にかかる問題について早期に検討を進めることが必要です。第6章今回の接続ルール見直しの検討において				
対を進めることが必要です。第6章今回の接続ルール見直しの検討において				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
第6章 今回の接続ルール見直しの検討において				
	第6音			
10/ C/ "[/* Iliam/Cdot/ 27X/M/]				
方に検討の主眼が置かれたものと理解してい	NON271C			
ます。				
しかしながら、公正競争上の問題が顕著に				しんしんぶと ハナ┷をしる明暗が暗せい

なっているのは、NTT東・西がNGNをFTT Hと一体で構築し、アクセス部分での市場支配力をあらゆる分野に行使することによって独占に回帰している固定通信市場であり、ユーザー利便を確保するためには、今回検討が行われた固定ブロードバンド市場におけるアクセス回線や中継網に関する個別の論点整理に加えて、第5章で示されたようなドライカッパ等のレガシー系サービスの接続料の抑制やユニバーサルサービス制度の在り方の見直し、FTTHの開放ルールの整備にも早期に取組む必要があります。

なお、公正競争環境を確保するための政策は、市場の発展期にタイミングよく行われることが重要であるため、答申案で示されたとおり、3年毎の見直しにとらわれず、早期に必要な検討に着手することが必要です。

以上